

北秋田市公会計システム構築業務
公募型プロポーザル審査委員会 設置要領

北秋田市財政課財政係

北秋田市公会計システム構築業務 公募型プロポーザル審査委員会設置要領

1. 目的

北秋田市公会計システム構築業務における公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査会」という。）は、北秋田市公会計システム構築業務仕様書及び同業務公募型プロポーザル実施要領に基づいて申請された事業者の企画提案について、公平かつ適正に審査し、最も優れていると認められる企画提案を提出した事業者（以下「受託候補者」という。）及び次点者を選定することを目的とする。

2. 構成

審査会は次の者で構成する。

役 職	氏 名
北秋田市 副市長	虻川 広見
北秋田市 総務部長	小松 正彦
北秋田市 財務部長	佐藤 進
北秋田市 財政課長	加賀 光也
学識経験者	廣林 孝文

3. 審査

企画提案書等の審査については、審査員が「北秋田市公会計システム構築業務 公募型プロポーザル審査要領」に基づき採点を行い、その点数により受託候補者及び次点者を選定する。

4. 委託先の決定

審査会で選定した事業者については、受託候補者と当市が協議・調整を行った上で、北秋田市財務規則（平成 17 年度第 38 号）の定めに従い契約を締結する。

5. 審査会事務の担当

審査会の庶務は、北秋田市財政課財政係が所管する。